

福島第一原子力発電所の復旧工事における個人線量計の不適切な使用等に関する調査結果等について

<これまでの主な経緯>

- ・ 7 月 1 9 日 元請企業より、傘下の協力企業作業員が A P D に鉛カバーを装着して作業を行った疑いがある旨の報告を受け、事実関係の調査を指示
- ・ 7 月 2 3 日 臨時の安全推進連絡会（安推連）で協力企業に放射線管理ルールの徹底を周知
アンケートによる類似事例の有無の調査を開始（社員 / 協力企業）
- ・ 7 月 2 4 日 原子力安全・保安院、厚生労働省より指示文書を受領
- ・ 7 月 2 7 日 当該元請企業より、5 名が鉛カバー使用を証言した旨の中間報告
当該元請企業に対し、類似事例の点検、再発防止対策の報告等を指示
- ・ 8 月 8 日 当該元請企業より最終的な調査報告書を受領
- ・ 8 月 2 7 日 アンケートによる類似事例の調査結果の取りまとめ

<個人線量計の不適切な使用等について>

調査結果

A P D 鉛カバー使用事例の調査結果（8 月 8 日）

- ・ 平成 2 3 年 1 2 月 1 日、福島第一原子力発電所構内の作業において、一次下請会社の現場責任者が、製作した鉛カバーを A P D に装着するよう作業員に指示し、当日の作業員 9 名のうち、当人を含む 5 名が鉛カバーを装着したことが判明。鉛カバーの使用は 1 日のみで、翌日には廃棄。

アンケートによる類似事例の調査結果（8 月 27 日取り纏め）

- ・ 当社社員及び元請企業・一次請負企業の作業班長を対象に、個人線量計に関する不正の有無についてアンケートで調査を行った結果では、不正の事実を見たり、相談を受けたり、指示されたといった回答は得られなかった。

再発防止対策

当社と元請企業が一体となり、以下の対策を実施。

- ・ A P D 所持者を防護服の色で識別し、免震重要棟や休憩所、J ヴィレッジなどの各拠点で目視や手で触れることで A P D 所持確認を行うことや、作業開始前の A P D 所持相互確認、現場での抜き打ち検査、A P D とガラスバッジ等とのデータ比較などの運用を開始。
- ・ 高線量作業に従事する作業者は、胸部分が透明な防護服を着用する運用。（10 月運用開始予定）

- ・放射線管理に対する意識向上の面では、放射線防護教育の強化、A P D 着用の重要性に関する各種の呼びかけ運動などを実施。
- ・A P D 不正事例の継続的に調査するため、相談窓口の受付開始や無記名式のアンケートを今後実施予定。

不正事例への対応

A P D 鉛カバー使用事例

- ・不正を行った者について当社での放射線業務の許可を取り消し。
- ・元請企業に対して、再発防止の徹底を確認するまでの一定期間、同種工事の契約を見合わせ。

類似事例への対応

- ・故意のA P D 不正使用に関しては、今回と同様に厳格な対応を行う。

<不適切な下請契約の排除>

本件を調査するなかで、元請企業を通じてその下請企業の請負契約についても調査した結果、一部に不適切な事例がみられたので、あわせて再発防止策の検討および実施を指示した。

調査結果

二次下請企業の臨時社員として登録されていた作業員が、実際には別会社の社員であり、二次下請企業と別会社は、労働者供給事業を禁止する職業安定法44条に違反する疑いがある。

再発防止対策

当該元請企業は、下請企業から次の書面の提出を求め、作業員が下請会社の雇用する労働者であることを確認するとともに、下請企業への関係法令遵守の指導徹底、協力企業との意見交換を実施する。

- ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用保険事業所別被保険者台帳」
- ・雇用保険が適用除外となる場合は「雇用契約書」

当社は、主要元請企業との意見交換会を行い、下請契約に関する不適切な事例の紹介と関係法令遵守を要請するとともに、各社の取組をまとめ、元請企業間の水平展開を図る。

更に、作業に従事されている方を対象に就労実態に関するアンケートを実施する予定。

以 上